

直接搬入者、事業者のみなさまへのお知らせ

令和5年10月1日から、  
ごみ処理手数料を改定します。

### 改定の目的

西北五環境整備事務組合では、ごみ処理経費負担の適正化及びごみの減量やリサイクル率の向上等を目的として、西部クリーンセンターへごみを直接持ち込むときの処理手数料を改定します。

また、令和5年10月から消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度が導入されることから、処理手数料の会計処理を現行の税込処理から税抜処理に変更します。

施設を利用される皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

### 改定の内容

現行の処理手数料	⇒	改定後処理手数料
10kg当たり50円（税込）		<u>10kgにつき100円（税抜）</u>

※手数料は、上記に消費税相当分を加算した後、1円未満の端数を切り捨てた額となります。

※可燃ごみの量が10キログラムに満たないときは10kgとし、10kgを超えた量に端数があるときは、その端数を四捨五入して10kg毎に計算します。

### 手数料改定の対象となる施設

西部クリーンセンター（つがる市稲垣町繁田白旗11-1 TEL46-2141）

【問い合わせ先】 西北五環境整備事務組合 施設課  
TEL38-1205